

一般財団法人 静岡県青少年会館

(教育委員会社会教育課)

(概要)

- ・ (一財) 静岡県青少年会館(財団)は、県から土地・建物を無償で借り受け、静岡県青少年会館(会館)運営しているが、本年度、具体的な再建計画の策定を条件に、1年間の無償貸付としている。
- ・ 本年度、今後の方向性について、関係者をはじめ静岡県青少年問題協議会など、幅広く御意見を伺いながら検討を重ねてきた。

| | | |
|----------|--------|--------------|
| ＜スケジュール＞ | 9月30日 | 財団から中間報告提出 |
| | 11月21日 | 静岡県青少年問題協議会 |
| | 1月13日 | 入居団体との意見交換 |
| | 1月末 | 財団から最終報告提出予定 |
| | 3月 | 県有財産貸付契約 |

1 現状と課題

(1) 事業成果

- ・ 会館の管理運営が主体となっており、指導者養成や研修等は以前に比べて活発に行われておらず、事業成果は上がっていない。

(2) 経営の健全性

- ・ 5期連続赤字であり、積立金を取り崩しながら、不安定な経営を続けている。会議室等貸付収入は毎年度減少しており、今後、財政はより厳しい状況を迎える。

(3) 必要性

- ・ 青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、会館の利活用は減少し、設立目的に沿った事業展開も困難となっている。
- ・ また、会館の老朽化が進み、今後設備等の修繕に多額の費用が生じることも想定され、県として、在り方そのものを見直している中、財団の必要性は低下している。

2 今後の方向性

○財団については、設立目的に沿った事業の実施が困難な上、経営改善の見通しが立っていないことから、現在、スケジュールを明確にした上で、解散も視野に今後の方向性を打ち出すよう働きかけている。

○施設については、老朽化が進み、利用率も低いことから、青少年会館としての利用は見直す。入居団体の移転先については、県と財団が連携して検討していく。

【参考】個別施設計画(会館のマネジメントの方向性)

(大分類) 取り壊し⇒(小分類) 移転集約

内容：青少年会館としての利用は見直し、今後の在り方を検討する。

<青少年団体会員数の推移>

[単位：人]

| 団体名 | S55 | S60 | H7 | H17 | H25 | H30 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日本ボーイスカウト静岡県連盟 | 20,431 | 18,217 | 14,044 | 9,573 | 6,879 | 4,635 |
| ガールスカウト静岡県連盟 | 4,861 | 5,034 | 4,994 | 2,240 | 1,414 | 1,067 |
| 静岡県子ども会連合会 | 379,021 | 359,817 | 265,014 | 193,395 | 160,460 | 116,706 |
| 静岡県青年団連絡協議会 | 7,500 | 5,060 | 571 | 294 | 189 | 71 |
| 計 | 411,813 | 388,128 | 284,623 | 205,502 | 168,942 | 122,479 |

[単位：千人]

| | | | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| (参考)本県青少年人口(0～29歳) | 1,542 | 1,491 | 1,377 | 1,151 | 1,003 | 937 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|

<事業の状況>

○青少年会館の管理運営及び青少年の活動の場の提供

・会館の入居団体（9団体）

静岡県青年団連絡協議会、静岡県子ども会連合会、ボーイスカウト静岡県連盟、ガールスカウト静岡県連盟、県レクリエーション協会、県野球連盟静岡支部、県ボーイスカウト連盟静岡第26団、静岡県公認心理師協会、静岡県ボーイスカウト連盟ベンチャー・ローバースカウト

・会館会議室の利用状況

[単位：人]

| | S55 | S60 | H6 | H17 | H25 | H30 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 71,633 | 91,345 | 117,936 | 74,384 | 37,412 | 24,274 |
| (減少率)※ | (60.7%) | (77.5%) | (100%) | (63.1%) | (31.7%) | (20.6%) |

※H6を100とした場合

○青少年健全育成等

- ・青少年団体特別育成事業 青年団等4団体に資金援助
- ・青少年交流スペース「アンダンテ」事業（静岡県委託事業）

など

【参考】財団の事業（定款第4条）

- ①静岡県青少年会館の管理運営及び青少年の活動の場の提供
- ②青少年団体及び青少年の健全育成
- ③青少年教育の研修会の開催
- ④青少年教育の調査研究、資料の収集、刊行物の発行等